

「週休2日取得工事(土木工事)」(令和6年4月)実施要領等についてのQ&A

令和6年4月

	Q	A
1	祝日に休工した場合、現場閉所日となりますか？	土・日・祝日を問わず、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所した日を現場閉所日とします。
2	現場状況から交通規制が必要となり交通誘導員を配置する場合は、現場閉所日となるか？	現場状況から交通規制が必要となり交通誘導員のみを配置し、その他一切の現地作業(現場事務所内での作業も含む)を行わない場合は現場閉所日として扱います。
3	午前もしくは午後のみ休工とした場合は半日の閉所日となりますか？ また、連続した半日単位で現場閉所を計画した場合、合わせて1日閉所日となりますか？	原則、1日単位で実施の可否を確認するものであるため、半日単位の閉所は扱いません。 連続した半日単位の現場閉所については、一般的に両日とも出勤日として扱うと考えるため閉所日として扱いません。
4	工事着手時に監督員へ現場閉所予定日を記載した計画工程表を提出しているが、雨天等で急に休工としたい場合(施工予定日を休日に変更)、事前に共有している休日を施工日に変更してよいですか？	降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとしています。 現場閉所日の変更については、受発注者間で工程共有することで、その都度変更が可能となります。
5	前日に施工可能と判断し、朝8時に作業員等が現場に集合したが天気予報が外れ、現場での施工を断念し、現場管理人を始め、作業員等を解散した場合は、現場閉所として扱われますか？	降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとしています。
6	平日、悪天候で現場閉所し、監理技術者等が現場事務所ではなく、本社で書類を作成した場合は、現場閉所として扱われますか？	現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態を言います。 現場閉所日に本社で書類を作成した場合は、現行制度では現場閉所として扱うことは可能です。
7	年末年始及びお盆休暇や5月の大型連休の前後に集中して現場閉所を実施した場合は、現場閉所日数として扱われますか？ 仮に年末年始8日間と夏季休暇5日間とした場合、どちらも2日間は現場閉所日として扱われますか？	対象期間には、年末年始6日間と夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間等は含まないことになっています。 今回のようにこの前後に現場閉所した場合は、対象期間に該当するため現場閉所日として扱います。 また、年末年始6日間と夏季休暇3日間は原則、12/29～1/3、8/13～15とし、工程上この期間に現場閉所が難しい場合は、別の日を代休として下さい。なお、この代休は現場閉所日として扱うことはできません。
8	工事完成日とは？	工事完成日とは、工事施工範囲内ですべての作業(後片付けを含む)が完了した日を指し、受発注者間で確認することとしています。 例えば、現場管理が不要となる日や仮設事務所引上げの日などが考えられます。 なお、工事着手日の前や工事完了日の後に行う現場事務所(工事施工範囲外)や会社での書類作成・整理は、現地作業が伴わないため、週休2日の対象期間外となります。
9	現場閉所計画は、基本的には4週8休と思われるが、達成が困難と思われる場合は、当初の現場閉所計画時点から4週6休、7休の計画としてもよいですか？	現場閉所計画は、4週8休以上としてください。
10	施工機械の点検やその修理等を行った日は現場閉所となりますか？	施工機械の点検やその修理のみを行った場合は、保守点検の一環として現場閉所となります。
11	社内就業規則等が週休2日となっていない場合はどうすればよいですか？	社内就業規則に関わらず、各工事現場について、週休2日相当の現場閉所率の達成状況により判断します。

12	<p>工程上、週休2日や連続する休日が難しい場合はどうすればよいですか？</p>	<p>週休2日取得工事(現場閉所制)の達成状況は、工事着手日から工事完了日までの期間における現場閉所率で判断します。 例えば、土日続けて現場閉所できなかった場合は、平日に代休を取るなど、週休2日相当の現場閉所率を達成してください。 また、週により現場閉所日数が変動してもかまいません。 対象期間中、毎月同じ現場閉所率である必要もありません。 工事着手日(工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日)から、工事完成日(工事施工範囲内ですべての作業が完了した日)までの対象期間で現場閉所日数を整理することになります。</p>
13	<p>当日の現場作業が除雪のみの場合は対象期間に含めるのですか？</p>	<p>当日の現場作業が除雪のみの場合は、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間として対象期間から除くことができます。</p>
14	<p>協力業者(下請企業)の達成状況はどこまで確認するのですか？</p>	<p>元請、下請に関係なく、あくまで工事現場単位で判断してください。</p>
15	<p>「週休2日工事」制度の実施対象外案件でも希望すれば対象となりますか？</p>	<p>実施対象外工事であっても、「週休2日取得工事」制度が適用できる場合がありますので、実施を希望する場合は監督員と協議をお願いします。</p>